

お子さんにも!

マイナンバーカード



マイナンバーカードは、大人だけでなく子どもも作成することができます。日々成長するお子さんの姿を、マイナンバーカードの写真に残しませんか。申請方法は、親御さんのスマートフォンでお子さんの写真を撮影し、申請書の2次元コードを読み取って入力するだけ。もしくは、申請書にお子さんの写真を添付し、郵送で申請することもできます。申請書や封筒が手元にない方は役場住民課でお渡しします。また、役場住民課ではマイナンバーカードの申請代行を行っています。顔写真の撮影から申請まで住民課職員が行いますので、「うまく申請できるか不安」という方はお気軽にご利用ください。

5月の休日申請受付・交付窓口

とき 5月25日(土)午前9時～正午 **ところ** 役場 住民課窓口

マイナンバーカードの申請および受け取りができます。その他の住民課窓口業務は行いません。

問合せ先 役場 住民課 内線121・174

歯の健康講座

海部歯科医師会

顎関節症について

顎関節症は、顎の関節やその周囲の筋肉、靭帯の異常によつて生じ、「顎が痛くなる、口が開かなくなる、口を開くときに音がする」などの症状が現れます。顎関節症は歯科では比較的頻度の高い疾患ですが、原因を特定することが難しいと言われています。硬いものを日常的に好んで食べる、頬杖や食いしばりなどの顎に負担をかける癖や習慣がある、精神的なストレスや遺伝的な問題があるなど、多くの原因が絡み合つて発症すると考えられています。

痛みのない初期症状も含めると、日本人の約20%が顎関節症に当てはまると言われており、その病態は軽度から重度までさまざまです。

顎の病態によつて治療法も異なりますが、代表的な治療法として、マウスピースにより顎の関節への負担を軽減する方法や、悪い癖や習慣を修正する生活指導、開口の訓練やマッサージなどが挙げられます。これらの治療により顎の痛みの軽減や運動の回復を目指します。

また、顎関節症は時間の経過とともに自然に改善し、治癒していく場合もあることが報告されているため、初期症状のみの場合は治療を行わず様子を見ることもあります。

顎関節症の多くは病態に合わせた適切な対処を行うことで、時間の経過とともに日常生活に支障のない状態まで回復します。しかし、対処が遅れ長期化することで治療しても治りにくい痛みとなってしまう場合もあるため、顎の症状に不安のある方は、歯科や口腔外科への相談をおすすめします。